

大阪府条例第二十五号

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

第三条 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等(第四十条の二―第四十条の十三の三)</p> <p>第三節―第五節 (略)</p> <p>第四章―第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(用語)</p> <p>第四十条の二 この節及び第五十条第三項において「特定粉じん排出等作業」とは、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十一項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。</p> <p>2 この節及び第五十条第三項において「特定工事」とは、大気汚染防止法第二条第十二項に規定する特定工事をいう。</p> <p>(解体等工事に係る調査及び説明等)</p> <p>第四十条の三 大気汚染防止法第十八条の第十五項に規定する解体等工事(以下「解体等工事」という。)の元請業者(発注者(解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のもの(当該解体等工事が特定工事に該当するときは、特定工事の注文者で、他の者から請け負った特定工事の注文者以外のもの)をいう。以下同じ。)から直接解体等工事を請け負った者(当該解体等工事が特定工事に該当するときは、直接特定工事を請け負った者)をいう。以下同じ。)は、同項の調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、同項各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面(以下「事前調査書面」という。)を交付して説明しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等(第四十条の二―第四十条の十三の四)</p> <p>第三節―第五節 (略)</p> <p>第四章―第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(用語)</p> <p>第四十条の二 この節及び第五十条第三項及び第四項において「石綿排出等作業」とは、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの(以下「石綿含有建築材料」という。)が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この節及び第五十条第三項において「特定工事」とは、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十二項に規定する特定工事をいう。</p> <p>3 この節及び第五十条第三項において「特定排出等工事」とは、石綿排出等作業を伴う建設工事であつて、特定工事以外のものをいう。</p> <p>(特定解体等工事に係る調査及び説明等)</p> <p>第四十条の三 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定排出等工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「特定解体等工事」という。)の受注者(他の者から請け負った特定解体等工事の受注者を除く。第四十条の四の二を除き、以下同じ。)は、当該特定解体等工事が特定排出等工事に該当するか否かについて、規則で定める方法による調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該特定解体等工事の発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者)をいう。以下同じ。)に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面(以下「事前調査書面」という。)を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体等工事が特定排出等工事に該当するときは、第四十条の七第一項第四号から第八号</p>

2| 解体等工事の自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者(当該解体等工事が特定工事に該当するとき、特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者)をいう。以下同じ)は、大気汚染防止法第十八条の十五第四項の調査を行うとともに、事前調査書面を作成しなければならない。

3| 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、前二項の調査に係る解体等工事を施工するとき、当該解体等工事に係る適切な場所において、当該解体等工事が完了するまでの間、事前調査書面又はその写しを公衆の閲覧に供しなければならない。

4| 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査書面又はその写しを、規則で定める期間保存しなければならない。

5| 解体等工事の発注者は、第一項の規定により交付された事前調査書面を、規則で定める期間保存しなければならない。

までに掲げる事項その他規則で定める事項を事前調査書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2| 前項前段の場合において、特定解体等工事の発注者は、当該特定解体等工事の受注者が行う同項の調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3| 特定解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者(以下「自主施工者」という。)は、第一項に規定する方法による調査を行うとともに、事前調査書面を作成しなければならない。

4| 第一項又は前項の調査を行った者は、当該特定解体等工事に着手するまでに、規則で定めるところにより、その調査の結果を、当該建築物等の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5| 第一項又は第三項の調査を行った者は、当該特定解体等工事に係る適切な場所において、当該特定解体等工事が完了するまでの間、事前調査書面の写しを公衆の閲覧に供しなければならない。

6| 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のうち第一項の特定排出等工事に該当しないことが明らかなるものを施工する者は、当該建設工事に着手するまでに、特定解体等工事に該当しない旨その他必要な事項を当該建築物等の公衆の見やすい箇所に掲示するよう努めなければならない。

7| 第一項又は第三項の調査を行った者は、事前調査書面の写しを、規則で定める期間保存しなければならない。

8| 特定解体等工事の発注者は、第一項の規定により交付された事前調査書面を、規則で定める期間保存しなければならない。

(大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る調査等)

第四十条の三の二 知事は、大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第四項の調査を行った者に対し、当該調査の結果について規則で定める事項を記載した書面を作成し、同条第一項に規定する解体等工事(以下「解体等工事」という。)の発注者に交付するよう求めることができる。

2| 知事は、大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第四項の調査を行った者に対し、解体等工事に係る適切な場所において、当該解体等工事が完了するまでの間、同条第一項に規定する書面又は前項に規定する書面(以下「石綿調査書面」という。)の写しを公衆の閲覧に供するよう求めることができる。

3| 知事は、大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第四項の調査を行った者に対し、石綿調

(勧告等)  
第四十条の四 知事は、解体等工事の元請業者又は自主施工者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、当該各号に規定する行為を行うべきことを勧告することができる。

- 一 前条第一項又は第二項の調査を行っていないとき。
  - 二 前条第一項又は第二項の規定による事前調査書の作成をしていないとき。
  - 三 大気汚染防止法第十八条の十五第五項の規定による掲示をしていないとき。
  - 四 前条第三項の事前調査書面又はその写しを公衆の閲覧に供していないとき。
- 2 知事は、前条第一項又は第二項の調査について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解体等工事の元請業者又は自主施工者に対し、必要な調査又は事前調査書面への記載を行うよう求めることができる。ただし、次条に規定する作業基準及び第四十条の六に規定する工事施工境界基準を遵守していると認めるときは、この限りでない。
- 一 形状及び材質から判断して大気汚染防止法第二十一条に規定する特定建築材料(以下「特定建築材料」という。)に該当するおそれのある建築材料について、事前調査書面において必要な記載がないとき。
  - 二 形状及び材質から判断して特定建築材料に該当するおそれのある建築材料について、目視による方法以外の方法による調査を実施していないとき。
  - 三 建築物等の構造上の理由により、前条第一項又は第二項の調査によつては特定建築材料に該当するおそれのある建築材料の使用の有無についての確認が著しく困難な場合であつて、解体等工事の着手後に、特定建築材料に該当するおそれのある建築材料を使用していることが判明したにもかかわらず、当該建築材料について当該調査を実施していないとき。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による要求に係る措置が行われない場合であつて、周辺地域への石綿の飛散のおそれが高いと認めるときは、当該解体等工事の一時停止を求めることができる。
- 4 (略)

4 知事は、第一項の規定により同項に規定する書面の交付を受けた解体等工事の発注者に対し、当該書面を保存するよう求めることができる。

(勧告等)  
第四十条の四 知事は、特定解体等工事の受注者又は自主施工者(以下「特定解体等工事の受注者等」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、特定解体等工事の受注者等に対し、当該各号に規定する行為を行うべきことを勧告することができる。

- 一 第四十条の三第一項又は第三項の調査を行っていないとき。
  - 二 第四十条の三第一項又は第三項の規定による事前調査書の作成をしていないとき。
  - 三 第四十条の三第四項の規定による掲示をしていないとき。
  - 四 第四十条の三第五項の事前調査書面の写しを公衆の閲覧に供していないとき。
- 2 知事は、第四十条の三第一項又は第三項の調査について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定解体等工事の受注者等に対し、必要な調査又は事前調査書面への記載を行うよう求めることができる。ただし、第四十条の五に規定する作業実施基準及び第四十条の六に規定する敷地境界基準を遵守していると認めるときは、この限りでない。
- 一 形状及び材質から判断して石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料について、事前調査書面において必要な記載がないとき。
  - 二 形状及び材質から判断して石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料について、目視による方法以外の方法による調査を実施していないとき。
  - 三 建築物等の構造上の理由により、第四十条の三第一項又は第三項の調査によつては石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料の使用の有無についての確認が著しく困難な場合であつて、特定解体等工事の着手後に、石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料を使用していることが判明したにもかかわらず、当該建築材料について当該調査を実施していないとき。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による要求に係る措置が行われない場合であつて、周辺地域への石綿の飛散のおそれが高いと認めるときは、当該特定解体等工事の一時停止を求めることができる。
- 4 (略)

(大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る調査に関する勧告等)  
第四十条の四の二 知事は、解体等工事の大気汚染防止法第十八条の十五第一項に規定する元

請業者又は同条第四項に規定する自主施工者（以下「解体等工事の元請業者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、当該各号に規定する行為を行うべきことを勧告することができる。

- 一 大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第四項の調査を行っていないとき。
- 二 大気汚染防止法第十八条の十五第五項の規定による掲示をしていないとき。

2| 知事は、大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第四項の調査について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解体等工事の元請業者等に対し、必要な調査又は石綿調査書面への記載を行うよう求めることができる。ただし、第四十条の五に規定する作業実施基準及び第四十条の六に規定する敷地境界基準を遵守していると認めるときは、この限りでない。

一 形状及び材質から判断して石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料について、石綿調査書面において必要な記載がないとき。

二 形状及び材質から判断して石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料について、目視による方法以外の方法による調査を実施していないとき。

三 建築物等の構造上の理由により、大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第四項の調査によつては石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料の有無についての確認が著しく困難な場合であつて、解体等工事の着手後に、石綿含有建築材料に該当するおそれのある建築材料を使用していることが判明したにもかかわらず、当該建築材料について当該調査を実施していないとき。

- 3| 知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による要求に係る措置が行われない場合であつて、周辺地域への石綿の飛散のおそれが高いと認めるときは、当該解体等工事の一時停止を求めることができる。
- 4| 知事は、前項の周辺地域への石綿の飛散のおそれがあると認めるときは、その状況について住民等に情報の提供を行うことができる。

(作業実施基準)  
第四十条の五 石綿排出等作業に係る規制基準（以下「作業実施基準」という。）は、石綿排出等作業の種類ごとに、石綿排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(敷地境界基準)  
第四十条の六 石綿排出等作業に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、石綿排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。

(作業基準)  
第四十条の五 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、大気汚染防止法第十八条の十四に定めるもののほか、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(工事施工境界基準)  
第四十条の六 特定工事の元請業者若しくは大気汚染防止法第十八条の十六第二項に規定する下請負人（以下「下請負人」という。）又は自主施工者が特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画（以下「工事施工区画」という。）と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における規制基準（以下「工事施工境界基

準」という。)は、特定粉じん排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じん排出等作業に係る工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第四十条の七 特定工事(大気汚染防止法第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事及び規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 当該特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該特定工事の場所

三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

四 当該特定工事に係る大気汚染防止法第十八条の十五第一項第二号ロからニまで及び第三号ロに掲げる事項

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、事前調査書面の写し、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(大気汚染防止法に基づく届出に関する届出等) 第四十条の八 大気汚染防止法第十八条の十七第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該大気中の石綿の濃度の測定計画を併せて知事に届け出なければならない。

2 (略)

(計画変更命令)

第四十条の九 知事は、第四十条の七第一項の規定による届出又は前条第一項の規定による届出(大気汚染防止法第十八条の十七第二項の規

(石綿排出等作業の実施の届出)

第四十条の七 特定排出等工事(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の発注者又は特定排出等仕事を請負契約によらないで自ら施工する者(次項において「特定排出等工事の発注者等」という。)は、石綿排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定排出等仕事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 建設工事の場所

四 石綿排出等作業の種類

五 石綿排出等作業の実施の期間

六 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

七 石綿排出等作業の方法

八 第四十条の十二の規定により大気中の石綿の濃度を測定しなければならない場合にあっては、当該濃度の測定計画

2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う特定排出等工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、事前調査書面、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(大気汚染防止法に基づく届出に関する届出等) 第四十条の八 大気汚染防止法第十八条の十七第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、前条第一項第八号に掲げる事項を併せて知事に届け出なければならない。

2 (略)

(計画変更命令)

第四十条の九 知事は、第四十条の七第一項の規定による届出又は前条第一項の規定による届出(大気汚染防止法第十八条の十七第二項の規

定による届出に係るものを除く。)があつた場合において、これらの届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるとき又は工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないときと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る事項の変更を命ずることができ

(作業基準及び工事施工境界基準の遵守義務)

第四十条の十 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準及び工事施工境界基準を遵守しなければならない。

2 知事は、前項に規定する作業基準又は工事施工境界基準が遵守されていないと認めるときは、その状況について住民等に情報の提供を行うことができる。

(作業基準等適合命令等)

第四十条の十一 知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準又は工事施工境界基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準若しくは工事施工境界基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(石綿の濃度の測定)

第四十条の十二 特定工事の元請業者又は自主施工者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録しておくなければならない。

2 前項の規定による測定を行った者は、発注者に対し、当該測定結果の記録を交付しなければならない。

(発注者の配慮)

第四十条の十三 解体等工事の発注者は、その発注に当たり、設計図書を提供その他の当該建設工事に係る建築物等における特定建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。

2 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準又は工事施工境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(発注者への通知等)

第四十条の十三の二 知事は、解体等工事の元請

定による届出に係るものを除く。)があつた場合において、これらの届出に係る石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるとき又は敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないときと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る事項の変更を命ずることができ

(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務)

第四十条の十 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

2 知事は、前項に規定する作業実施基準又は敷地境界基準が遵守されていないと認めるときは、その状況について住民等に情報の提供を行うことができる。

(作業実施基準等適合命令等)

第四十条の十一 知事は、石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者が当該建設工事における石綿排出等作業について作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿排出等作業について作業実施基準若しくは敷地境界基準に従うべきことを命じ、又は当該石綿排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(石綿の濃度の測定)

第四十条の十二 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録しておくなければならない。

(発注者の配慮)

第四十条の十三 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の発注者は、その発注に当たり、設計図書を提供その他の当該建設工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。

2 特定排出等工事の発注者は、当該特定排出等工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定排出等工事の請負契約に関する事項について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(発注者への通知等)

第四十条の十三の二 知事は、特定解体等工事を

業者に対し、第四十条の四第一項の規定による  
勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定に  
よる要求を行ったときは、当該解体等工事の発  
注者に対し、その旨を書面により通知すること  
ができる。

2 知事は、特定工事の元請業者又は下請負人に  
対し、第四十条の十一の規定による命令又は大  
気汚染防止法第十八条の二十一の規定による  
命令を行ったときは、当該特定工事の発注者に  
対し、その旨を書面により通知することができる。

3 前二項の規定による通知を受けた発注者は、  
当該解体等工事の元請業者又は当該特定工事  
の元請業者若しくは下請負人が行ふ是正のた  
めの措置について、必要な協力をするよう努め  
なければならない。

施工する者に対し、第四十条の四第一項の規定  
による勧告又は同条第二項若しくは第三項の  
規定による要求を行ったときは、当該特定解体  
等工事の発注者に対し、その旨を書面により通  
知することができる。

2 知事は、石綿排出等作業を伴う建設工事を施  
工する者に対し、第四十条の十一の規定による  
命令を行ったときは、当該建設工事の発注者に  
対し、その旨を書面により通知することができる。

3 前二項の規定による通知を受けた発注者は、  
当該特定解体等工事又は当該建設工事を施工  
する者が行ふ是正のための措置について、必要  
な協力をするよう努めなければならない。

(大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る調  
査に関する発注者への通知等)

第四十条の十三の三 知事は、解体等工事を施工  
する者に対し、第四十条の四の二第一項の規定  
による勧告、同条第二項若しくは第三項の規定  
による要求又は大気汚染防止法第十八条の二  
十一の規定による命令を行ったときは、当該解  
体等工事の発注者に対し、その旨を書面により  
通知することができる。

2 知事は、前項の規定による通知を受けた解体  
等工事の発注者に対し、当該解体等工事を施工  
する者が行ふ是正のための措置について、必要  
な協力をするよう求めることができる。

(石綿に関する情報の提供等)

第四十条の十三の四 知事は、建築物等を解体  
し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事  
に伴う石綿の大気中への飛散を防止するため、  
石綿に関する情報を広く事業者及び府民に対  
して提供し、石綿の飛散の防止の重要性につ  
いて啓発に努めるものとする。

(用語)

第四十条の十四 この款及び第百五条第五項に  
おいて「対象自動車」とは、自動車から排出さ  
れる窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に  
おける総量の削減等に関する特別措置法施行  
令(平成四年政令第二百六十五号。次項にお  
いて「令」という。)第四条第一号から第四号ま  
でに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自  
動車(人の運送の用に供する乗車定員十一人未  
満のものを除く。)(これらの自動車のうち電気  
を動力源とする自動車で内燃機関を有しない  
ものを除く。)をいう。

2 この款及び第百五条第五項において「対策地  
域」とは、令別表第一第七号に掲げる地域をい  
う。

3 この款及び第百五条第五項において「荷主  
等」とは、自己の事業に関して、対策地域内の  
自己の事業所その他の場所(以下「事業所等」  
という。)に、購入、借入れ又は譲受け(以下  
「購入等」という。)をする物品を運送させる

第四十条の十四 この款及び第百五条第六項に  
おいて「対象自動車」とは、自動車から排出さ  
れる窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に  
おける総量の削減等に関する特別措置法施行  
令(平成四年政令第二百六十五号。次項にお  
いて「令」という。)第四条第一号から第四号ま  
でに掲げる自動車及び同条第六号に掲げる自  
動車(人の運送の用に供する乗車定員十一人未  
満のものを除く。)(これらの自動車のうち電気  
を動力源とする自動車で内燃機関を有しない  
ものを除く。)をいう。

2 この款及び第百五条第六項において「対策地  
域」とは、令別表第一第七号に掲げる地域をい  
う。

3 この款及び第百五条第六項において「荷主  
等」とは、自己の事業に関して、対策地域内の  
自己の事業所その他の場所(以下「事業所等」  
という。)に、購入、借入れ又は譲受け(以下  
「購入等」という。)をする物品を運送させる

者をいう。

4 (略)

5 この款及び第百五条第五項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であつて、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）及び経過措置対象車（対象自動車であつて、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。）をいう。

(用語)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 この節及び第百五条第六項において「土壤汚染状況調査」とは、第八十一条の四第一項及び第六項、第八十一条の五第二項並びに第八十一条の六第二項及び第三項の土壤の特定有害物質及びダイオキシン類（以下これらを「管理有害物質」という。）による汚染の状況の調査をいう。

(報告及び検査)

第百五条 (略)

2 (略)

3 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者に対し、第四十条の第三項若しくは第二項の調査、同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、解体等工事の場所その他解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者の事務所等に立ち入り、当該調査、事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況を検査させることができる。

4 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、解体等工事の発注者又は自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第二項の調査若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による事前調査書面の作成に係る建築物等の設計図書の提供又は特定建築材料の使用状況、施工方法、工期、工事費その他建設工事の請負契約に関する事項その他必要な事項についての報告を求めることができる。

5 1 8 (略)

(事務処理の特例)

者をいう。

4 (略)

5 この款及び第百五条第六項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であつて、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）及び経過措置対象車（対象自動車であつて、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものその他規則で定めるものをいう。）をいう。

(用語)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 この節及び第百五条第七項において「土壤汚染状況調査」とは、第八十一条の四第一項及び第六項、第八十一条の五第二項並びに第八十一条の六第二項及び第三項の土壤の特定有害物質及びダイオキシン類（以下これらを「管理有害物質」という。）による汚染の状況の調査をいう。

(報告及び検査)

第百五条 (略)

2 (略)

3 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、特定解体等工事の受注者若しくは自主施工者に対し、第四十条の三第一項若しくは第三項若しくは第四項の調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事若しくは特定工事の場所その他特定解体等工事の受注者若しくは自主施工者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。

4 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、特定解体等工事を施工し、又は施工した者に対し、石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

5 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、特定解体等工事の発注者又は自主施工者に対し、第四十条の三第一項又は第三項の調査に係る建築物等の設計図書の提供及び石綿含有建築材料の使用状況、施工方法、工期、工事費その他建設工事の請負契約に関する事項その他必要な事項についての報告を求めることができる。

6 1 9 (略)

(事務処理の特例)



第百十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一―二十七 (略)

二十八 第百五条第六項及び第七項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第十号から第二十三号まで及び第三十号に掲げる事務に係るものに限る。)

二十九―三十一 (略)

4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、枚方市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの(大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号に掲げる事務(第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。))を除き、寝屋川市の区域にあつては第十七号から第二十一号まで、第二十三号及び第二十七号に掲げる事務を除く。)は、当該市、町又は村が処理することとする。

一―六 (略)

七―九 (略)

十―十三 (略)

十四 第四十条の十三の二第一項及び第二項の規定による通知に関する事務

十五―二十四 (略)

二十五 第百五条第四項の報告の徴収に関する事務

二十六―二十八 (略)

第百十七条 (略)

一―八 (略)

九 第百五条第一項(第二号を除く。)、第三項、第四項、第五項、第六項(第一号を除く。)  
若しくは第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項(第二号を除く。)、第三項、第五項、第六項(第一号を除く。)  
若しくは第七項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一―二十七 (略)

二十八 第百五条第七項及び第八項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第十号から第二十三号まで及び第三十号に掲げる事務に係るものに限る。)

二十九―三十一 (略)

4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、枚方市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの(大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号に掲げる事務(第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。))を除き、寝屋川市の区域にあつては第二十二号から第二十六号まで、第二十八号及び第三十二号に掲げる事務を除く。)は、当該市、町又は村が処理することとする。

一―六 (略)

七―九 (略)

十―十四 第四十条の四の二第一項の規定による勧告に関する事務

十二 第四十条の四の二第二項及び第三項の規定による要求に関する事務

十三 第四十条の四の二第四項の情報の提供に関する事務

十四―十七 (略)

十八 第四十条の十三の二第一項及び第二項並びに第四十条の十三の三第一項の規定による通知に関する事務

十九 第四十条の十三の三第二項の規定による要求に関する事務

二十―二十九 (略)

三十 第百五条第四項及び第五項の報告の徴収に関する事務

三十一―三十三 (略)

第百十七条 (略)

一―八 (略)

九 第百五条第一項(第二号を除く。)、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項(第一号を除く。)  
若しくは第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項(第二号を除く。)、第三項、第六項、第七項(第一号を除く。)  
若しくは第八項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(施行期日)

1 この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例第四十条の三から第四十条の十三の三までの規定は、令和三年七月十六日以後に着手する建設工事（この条例による改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例第四十条の七第一項又は第二項の規定による届出がされた石綿排出等作業に係る建設工事であつて、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。